

滋賀県DV防止対策・困難女性支援調整会議 設置運営要綱

(目的)

第1条 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)に基づき、滋賀県における配偶者からの暴力(以下「DV」という。)の防止と被害者への支援および困難な状況にある女性への支援(以下「困難女性支援」という。)のため、関係機関相互の連携強化を図り、支援対象者への支援を総合的かつ具体的に推進することを目的とし、「滋賀県DV防止対策・困難女性支援調整会議(以下「会議」という。)」を設置する。

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) DV防止対策および困難女性支援の普及・啓発に関すること
- (2) DV防止対策および困難女性支援の諸施策の効果的な実施に関すること
- (3) その他DV防止対策および困難女性支援のため、必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる構成機関の推薦する者および学識経験者等をもって充てる。

(会長および副会長)

第4条 会議に会長および副会長を1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議の議長として会議の進行を行う。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明および意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 会議の委員および出席者は、会議の職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 会議の庶務を処理するため、滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(滋賀県DV問題対策会議設置運営要綱の廃止)

滋賀県DV問題対策会議設置運営要綱は廃止する。

(別表)

大津地方法務局
大津地方検察庁
滋賀弁護士会
日本司法支援センター 滋賀地方事務所
一般社団法人 滋賀県医師会
滋賀労働局
日本年金機構 大津年金事務所
滋賀県市長会
滋賀県町村会
滋賀県警察本部捜査第一課人身安全対策室
滋賀県警察本部警察県民センター
社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会
特定非営利活動法人 リバティール・ウィメンズハウス・おりーぶ
公益社団法人 おうみ犯罪被害者支援センター
公益財団法人 滋賀県国際協会
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業振興センター
滋賀県家庭相談員連絡協議会
滋賀県女性相談支援員連絡協議会
滋賀県湖東健康福祉事務所
滋賀県東近江健康福祉事務所
滋賀県立男女共同参画センター
滋賀県中央子ども家庭相談センター
滋賀県彦根子ども家庭相談センター
(関係各課)
滋賀県総合企画部県民活動生活課
滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課
滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課
滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
(事務局)
滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課